（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされ
いかされる新潟市づくり条例に係る意見交換会　議事録

日　時：平成26年7月5日(土)　午後2時から午後3時
会　場：新潟市役所本館6階　講堂
参加者：44名
事務局：障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課員5名

**１．開会**

**２．課長あいさつ**

・障がい福祉課長あいさつ

**３．条例検討会における取組みと中間とりまとめについて**

・桝屋委員、遁所委員による説明

**４．意見交換**

（司会）

それでは、今ほどの説明についてのご質問を併せて、皆様と意見交換の場とさせていただきたいと思います。

ご意見がある方は、手を挙げていただきまして、最初にお名前を頂戴しましてご発言をお願いしたいと思います。

それではどうぞ、あの手を挙げていただいて。はい。

お一人でしょうかね、お二人ですね。じゃぁすみません、はい。こちらからお願いいたします。

（参加者）

県精神障がい者家族会ですが、〇〇と申します。

ただ今、大変丁寧なご説明、ありがとうございました。

それで一つ質問と言うか、意見を含めまして、ちょっと喋らせていただきますが、これ読んでみると、大変、いい条例ができるのかなって思って、大変楽しみにして待っていますが、唯一つ、私なりに気がついた欠陥みたいなやつがありますので、そこを言いたいということです。

というのはですね、これはこう色々読んでみましても、私どもが普段感じております行政上の差別です。これが結構精神障がい者にとっては、他の二つの障がいと比べても大きな差があるのですが、一向に解消される見込がないという状況が今もってあります。

だから、その点を是非こう解消していただきたいということなんですが、その一番大きなのが、重度心身障がい者医療費助成制度です。これについて、この九月から、ようやく新潟市の方で適用させていただくということになります。大変ありがたいと思ってるんですが、他の障がいを見ていますと、二級とか、三級とかになっているんです。相変わらず、やっぱり一級だけがということになります。そうしますと、例えば通院するのは、二級の人が非常に多いのですが、他の障がいの人は通院する必要があるっていえばあるんでしょうけども、それほどないんですが、この病気の場合には、特に通院というのが必要なんです。そうするとその大部分の人は二級になります。そうすると交通費の負担というのがものすごく大きくなってきたり、それから、例えば保護制度が無くなったわけですけども、そうすると本人の自立が喫緊の課題になるわけです。そうしますと、例えば住所を別にする時に、家賃が特別にかかってくるとか、そういったようなことを色々考えてみますと、生活費全般がものすごい困窮します。親の厄介になれるうちは良いですけど、厄介にならず自立するとなると、そうなってしまうという部分が非常にあるわけです。だから、そういう意味でも、生活費全般にかかるところを、是非埋めていただかないとこの差別というのは解消されないんじゃないかというふうに思っています。その点で、さっき言った重度の心身障がい者医療費助成制度を埋めていただく。それから住居費なんかに対しても、埋め合わせをしていただく。或いは生活保護費並にやっていただけるような措置を、何とかして講じていただけないものかということを考えております。

そういう意味では、十ページの８・（１）から（８）までありますが、この中に、是非自立が必要な生活費の補償というような項目を一つ入れていただくのが一番いいんじゃないかなというふうに思っております。その辺りのところを質問を兼ねて、お願い致します。

（司会）

はい、ありがとうございました。

今のお話は、精神障がいのある方の医療費に代表されるサービスの格差を感じられているところで、所得の補償という部分もこの条例に含めるべきではないかというご意見だったかと思います。

ちょっとそれに対する意見をいただく前に、もう一方、手が挙がっていましたので、先にもう一方、手が挙がった方に、ご発言していただきたいと思います。

失礼致しました。はい、お二方、終わった後で、ご意見を聞きたいと思います。

（参加者）

新潟県中途失聴・難聴者協会新潟支部の〇〇と申します。
私たちは聴覚障がい者の団体で、ろうの人とは違いまして、補聴器をつけていたり、いない人もいますけども、聞き取りが悪い人達の団体です。
条例に対する意見と提案を述べます。
難聴者だけの手話学習に、要約筆記の支援が必要で申請しましたら、新潟市コミュニケーション支援派遣基準の派遣できないもの、定期的かつ長期にわたるもの、に当てはまるとして申請が認められなかったことに差別を感じます。
理由は、難聴者、聞こえない人達だけでサークルを立ち上げて、手話の学習を定期的に開催しています。学習だけではなく、連絡事項や運営についての話し合いにも要約筆記というものが付きません。そうすると、皆さん聞こえませんから参加者に内容が伝わりにくく、大変不便な思いをして困っています。
私たちは手話が言語ではなくて、主に音声が言語の聴覚障がい者なんです。ですけども、聴き取りが悪いので、皆さんの意見もこういうふうに文字に通訳をしてもらっています。これがないので参加者皆が聞こえないということは、意思疎通ができていないということです。
ですので、難聴者が要約筆記の支援が必要で申請したときは、派遣を認めて欲しいということを要望いたします。以上です。
（司会）
はい、ありがとうございました。
今のお話は具体的な市が行っているサービスに対する要望ということで、お聞きさせていただきました。
もう一方、手が挙がっておりましたので、その方のお話を聞いてから、会場の皆様にお話致します。
（参加者）
日本てんかん協会新潟県支部の〇〇です。
参考資料を見たところ、あまりてんかんということが一つか二つ位しか載っていなかったのが印象に残りました。
それで僕、今日言いたいのが、僕も今日障がい者手帳で、タクシーで割引してもらったんですけども、身体障がい者と精神障がい者の手帳、やっと平成二十三年から新潟交通が、バスの割引とか、佐渡汽船の割引とかができるようにしていただいたんですけども、JR とか飛行機、その他高速道路の料金とか、同じ障がい者の手帳を持っているのに、どうして身体障がい者の手帳と精神障がい者の手帳の割引が同じにまだしてもらえないのかとか、あと障がい者手帳をもらう時も、二年に一回の申請が必要なんですけれども、僕も当事者なんですけれども、一回障がい者手帳をもらうと、二年経って治るということがないんです。一生病気を抱えていかなきゃダメなのに、どうして二年に一回の申請が

いるんでしょうか？
　身体障がい者の手帳の方とか、療育手帳の方は、二年に一回申請は多分していないんだと思うんです。僕が言いたいことはいっぱいあるんですけども、あと、仕事の面も、ただてんかんもっているだけで仕事に就けないとか、僕は、今日職場に休みをもらってここに来ています。板前やっているんですけども、危ない仕事を、これは車に乗ってはいけないとか、天ぷら揚げると火事を起こしてはいけないとか、そういう危ない仕事を避けて、魚をおろすだけとか、焼き物を焼くとか、危ない仕事を避けてくれればいくらでも仕事はできます。僕も五十二年の四月から職場に勤めて、もう三十七、八年板前やってます。だから、てんかんを持っていても、自分の発作がきちんとコントロールされていれば、仕事もできますし、それを雇ってくれる側の理解が必要です。これをもっともっと新潟市の方で雇用者の精神障がい者に対する理解について、啓発活動をやってもらいたいと思います。
　さし当たっては、その精神障がい者手帳の、三障がい一緒と言われている中で、どうして精神障がい者だけ遅れてるんですかってところを、今日ここで言いたかったです。
（司会）
　はい、ありがとうございました。
　お話は手帳制度の仕組みに関するお話と、後はお仕事の場面で雇用される側の理解を深めるような取り組みを期待されるというようなお話だったと思います。
　今、お三方からご意見をいただきました。
　行政のサービスに対するものは、勿論ご要望としてお聞きしますし、詳しくお話を聞いて、対応したいと思いますけれども、最初にお話いただいた条例の中に、収入の部分、所得の部分を入れてはどうかというお話があったかと思います。
　検討会の中ではその辺はどうだったかとか、また今後の、委員会に入っていく中で、それをどう考えるかというものを感想でも結構なんですけど、委員の方、思うところありましたら、コメントいただいて宜しいでしょうか？
（遁所委員）
　はい、収入についてなんですが、実は私も今日その話を伺って、精神に障がいのある方の自立支援の一環として、私も関らせてもらっている方の事例を紹介します。生活保護の申請というところのご支援。そして、生活、住宅補助が35500円ですから、そこでの住宅の斡旋とかです。そこで問題になるのが、保証人とか、敷金、礼金のとこなんですけども、色々と相談業務をやっていますと、保証人いらなくても入れるアパートとか、そういうネットワークもありますの

で、そういうところでご支援をしているところです。ご家族から離れた一人暮らしというところで、また相談事業所としては、特化している精神障がいの支援事業所とかのバックアップとか、サポートがあっての自立支援を少しづつですが、行っているところです。ですから、他方ということで生活保護の方法なのかなと。また就労、先ほどの就労にも関ってきますけど、新潟県、新潟市が障がい者雇用率が最低というところから、そこの取り組みが行政さんとか、またハローワークさんとか、ご尽力ご努力等ありますけども、そこの雇用拡大のための施策というのも、勿論この条例ができてからのルール作りというところでの支援になるんだと思います。

また、今回のことも含め、就労支援というところでは、細かいところでの議論を一応したんですけども、また今回のことで深めていければと思います。

あと、療育手帳三年ですよ。身体障がい者手帳は終身ですけども、脳性マヒの方が二十歳代に取ったのが、そろそろ六十になっても同じ写真というのが、かえって脳性マヒの人達は、私も含めて新しい写真に換え始めていますけれども、仰る通り何とか国の制度が変われば、また良いのではないかと思います。

精神障がいの場合、今まで障がい者手帳という貼付、写真が貼付されなかったところが、実は障がい者自立支援法とか総合支援法になって一元化になったことによって、かえって写真の貼付が義務付けられて、徐々にそういう取得を目指しているところから、二年にいっぺんというのがあったんでしょうかね。というのが、自分の見解になりますが、その辺で宜しいでしょうか。

（司会）

はい、ありがとうございます。

ちょっとお待ちください。後はいただいたご要望、コミュニケーションの派遣の部分等、あと手帳制度の部分は、ご意見としてお聞きするということで宜しいでしょうか？

（小野課長）

障がい福祉課です。

〇〇さんの方からご質問と言うか、ご意見があったことなんですけども、手帳の申請については、法律で決まっていて、色んな精神障がいがあり、変化する可能性があるということでしょうかね？法律の中で、二年と決まっているものですから、新潟市で変更することはできないというのが一つと、それから JR とか、飛行機の件については、私どももおかしいなとは思っているんですけども、それぞれ身体障がい、知的障がいについては、国から、割引するよう通知が出ているんですね。それに基づいて JR とか、飛行機会社とかは割引を行っています。で、新潟交通が割引してくださったものには、家族会の方々が、一生懸命交渉して、新潟交通がやっている制度になります。

公共交通の割引については、私どもも他の政令市と協力して、国の方にも、やっぱりおかしいんじゃないかというのは、言っていきたいと思います。
（司会）
はい、この間にも何名か手が挙がりました。すいません。
今までこの会に手を挙げた方、私の目から見て四名程いらっしゃるんですけど、すみません、順番にちょっとお話をさせていただきますので、先に、はい。
（参加者）
はい、お話どうもありがとうございました。
私はNPOろうあ協会の〇〇と申します。
差別解消のために市の広報に載っておりまして、今回のこの会もそうなんですけれども、広報に載っておりましたときに、手話通訳とか、要約筆記、これについて、一週間前に申し込んでください、申し込まなければならないと書いてありました。
行政に対して要望したいんですけれども、手話通訳とか、要約筆記というのは、毎回ついてもらいたいと思うんですが、私も差別委員会に参加したときに、委員として参加したときに、例えば都合悪くなって、欠席するという申込みをしていたんですが、その一週間前に申し込んでくれとか、通訳をお願いしてくれっていうのは、たまたまその後に参加できたり、参加できなくなったりするので、義務として手話通訳、要約筆記はいつでもついていただけるとありがたいと思います。
申込みによってつくのではなく、変更もあるので、いつでもつくようにお願いしたいと思います。
（司会）
はい、ありがとうございました。
今のお話はその実際に手話を必要とする人がいようがいまいが、常に情報保障ができるように対応して欲しいというご要望だったかと思います。
はい、ご要望としてお聞きしました。ありがとうございます。
はい、前から順にいって宜しいですか？
はい、もう一回手を挙げていただいて宜しいですか？女性、どうぞ。
（参加者）
どうもありがとうございます。
日本プラダー・ウィリー症候群協会の〇〇と申します。
八ページの「差別解消のための第三者機関の目的」の③のところに「障がい者差別の解消に関する研修や啓発を行い、人材育成に努める」。これは、私たちが最も待ち望んでいることです。
そして十ページの③のところに「教職員に対して障がいのある人への理解を

深める研修を行うとともに、教職員の資質の向上を図ること」。これは、やっぱり学校の先生も本当に分かっていただかないと、保育の時代、学童期の時代、そして成人に至るまで、そういったところの連携がないと、全く子供達は理解されないでおります。

そして十一ページの保育・療育のところの「障がいのある子どもに対し、保育や療育を行う場合、関係機関（保健所、児童相談所、保育所など）と連携する」という言葉は書いてあっても、連携されていないんですね。

それで、私達の子どもも、発達障がいとか、知的障がいがあり、後発性発達障がい、アスペルガーの方達も、非常に対応の仕方が似ているんですが、私達はそういったところにも入れない感じで、連携は全然取れていません。

それで、先日長野県の方に行きまして、講演を（…）についての対応をどうしたら良いか、（…）が一番難しい。本当に難しいので、この（…）が理解して対応ができたら、他の方達もできるんじゃないかって、その施設事業者の方が仰ったんですね。

そういったことで、やっぱりその長野県の場合には、施設の事業者、そして行政、そしてそういった施設全体が本当に皆さん、ぱっと連携されている。私どもの新潟市では、それが感じられないんですね。

それでこういったことのような人材研修や啓発を行い、人材育成に努めるということを、私数年前から毎年毎年やっていたんですけども、やっぱり学校の先生とか、施設の施設長、そういったところの所長さん達が、なかなかトップがお見えにならない。そうすると、やっぱり下にも通じづらい。現場の方達はとても一生懸命してくださる方も多いんです。しかし、そういったところに、トップの方達がもうちょっとご理解いただければ、そしてそういうところの皆さんも施設長会議とかあるでしょうから、そういった方達でもご理解いただいた上で、本当に皆さん困っているんであれば、その人材育成を私たちはこれからそういった勉強会をしたいと思っておりますので、逆にその手助けを私達が当事者の方がするっていうのは、非常に困難なんです。皆さん勤めていたり、私達が年をとったりして、もう本当に皆さん回るということが大変ですので、そのような広報活動もしていただければ助かります。お願いします。

（司会）

はい、ありがとうございました。

今のお話は、今までの実際体験されている中で、真の意味での研修・啓発を望まれるということで、ご意見として伺いました。

すみません順番に発言していもらいます。

（参加者）

〇〇と申します。

精神障がい者の家族の会をやっております。

どういう障がいでも同じだとは思うんですけども、精神障がい者に関して殆どだと思いますけども、精神疾患については、五大疾病、世界的には三大疾病と言われておりまして、非常に多いわけです。ご存知のように、うつ病みたいな方は、必ずしも障がいに入りません。重度かつ長期的な、（…）悲観的に差別とか、偏見というのは（…）にかなり多いわけですからね。例えば、重度の精神障がいの中に、統合失調症というのがあると思うんですけど、新潟市の各町内というか、地域でどういうことが行われているかというと、大雑把に言いますと、大体精神障がい者、重度の精神障がい者の一割か、二割位は、入院されてます。

あと、先ほどお話のありました就労とか、社会資源にアクセスできる精神障がい者というのが一割位だと思うんです。そうすると、七割位の方は引きこもり状態なんです。それは精神障がいじゃない人は別として、精神障がいがあることで、引きこもり状態になる。そういう方が町内にいるわけです。その町内の方はどういうふうに考えるというと、ゴロゴロしていて何でかよく分からないけれども何か、家にいるようだと。何で福祉とか、そういうところにアクセスできないんだろうかと。福祉が遅れていることが差別に繋がる。そういう点では、他の障がい者と大きく違うんです。先ほど話がありましたように、福祉の充実と言うのが差別に非常に関連があるということを、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それで先ほど所得補償の話がでましたけれども、就労を目指す方、これは目指して良いと思うんです。確かに、雇用率も 1 パーセント台とか、まだ五年先のこととか色々ありますけども、その大多数の引きこもり状態の方たちの行き場が無いんです。日中活動もままならないんです。このことは、この中で全然触れられていないんです。西区の就労問題とか、それから社会資源にアクセス、先ほど出ましたけども、そこに行ける人は良いんです。そうじゃない人が大多数なんです。

ですから、ちょっと申し上げましたけれども、精神障がいというのは非常に遅れているんだということをご理解いただいて、この条例に載るかどうかは別として、居住場所の確保ということが載ってありますので、そしたらやっぱりさっきの経済的な所得補償の問題と同じように、日中活動の場を確保ということを今言いたい。

ですから、就労を目指そうとしていることは結構なんですけども、そこにだけ光を当てるのではなくて、大多数の人達に当てるような、それが町内の中で、差別に晒されているんだということをご理解いただいて、ご検討いただきたい、こういうふうに思います。以上です。

（司会）
はい、ありがとうございました。
精神障がいのある方ならではの、福祉に繋がらない状況と言うかそういうのを鑑みて居住、所得、日中活動の場というものを、この条例に含めるべきではないかという意見だったかと思います。
（参加者）
私は、新潟県弁護士会の弁護士の〇〇と申します。
新潟県弁護士会のこの中間とりまとめに対する意見につきましては、本日意見書を提出しましたので、これからの条例作りに、是非、反映をさせていただきたいと思います。
それで、時間もないですので、いくつか要点を申し上げたいと思います。
この中間とりまとめにおける問題点として、いくつか意見を申し上げたいと思います。
一つは、この民間事業者の合理的配慮を努力義務に留めた、という点です。
この合理的配慮の中には、そもそも障害者差別解消法の中でも、過重な負担が生じる場合には課せられないということになっていますし、それから罰則は科されるということもありません。この合理的配慮の中には、障がいのある人がどのようなニーズを持っているのかということを知るだけで、簡単に実行できるものが少なくありません。
ですので、かえって努力義務ということになると、努力義務だからやらなくていいという考えになりかねませんので、この新潟市の条例においては、民間事業者の合理的配慮を、きちんと法的義務として定めていただきたいと思います。
それから二番目ですが、雇用、教育などの各論の定めは、抽象的な施策義務の形ではなくて、差別禁止の各論的規定を置く必要があると考えます。
それから三番目で、教育についてですが、中間とりまとめの中で、本人、または保護者への意見聴取・必要な説明を行わないで、入学する学校を決定することが差別という記載がありますけれども、意見聴取や必要な説明さえ行えば、どこの学校に決定してよいということではありません。現行の障害者基本法の改正や、それから学校教育法及び施行令の改正で、本人・保護者の意思を最大限尊重するということになっていますので、意見聴取のみを定める条例では、法律より後退した内容になってしまいます。ですので、新潟市の条例においては、この教育について、本人・保護者の意見を最大限尊重という文言を入れていただきたいと思います。
それから四つ目は、ハラスメントについてですが、差別と言うのははっきりとした拒否や合理的配慮の不提供ではなく、あるいは虐待とは言えない対応で

障がいのある人達を苦しめることが多いのです。例えば京都府の条例では、ハラスメントについて定めがあるんですけども、この新潟市の条例においても、ハラスメントを救済の対象というふうにしていただきたいと思います。

この問題点の最後としては、この条例を作る意義にあります。

差別解消法の付帯決議には、先ほどお話のありましたように、いわゆる上乗せ・横だし条例ということが謳ってありますので、新潟市の条例で、独自の創意工夫することが想定されていると考えてますので、条例を作る意義として、法律を踏襲するというだけに限らず、独自の創意工夫をしていただきたいと思います。

最後に弁護士会の果たす役割について申し上げておきたいと思います。

中間とりまとめでは、差別の未然防止について、周知・啓発・研修の実施や第三者機関の設置、あるいは事後対応についても公平中立な立場で、第三者機関の設置を検討されていますけれども、これについては弁護士が最も役割を発揮できる分野だと考えます。積極的に関与していきたいと思いますので、この条例制定後に弁護士会としても、この条例が適切に運用されて、実行性を発揮できるように、支援、関与ができるような仕組み作りをお願いしたいと思います。駆け足ですが、以上です。ありがとうございます。

（司会）

はい、ありがとうございます。

お話聞く前に、今いただいた方のご意見で、それに関してのお話もあろうかと思います。今の弁護士会さんのお話ですと、民間事業者への合理的配慮の提供を努力義務とはせずに、法的義務にすべきだという点ですとか、ハラスメントという分類を定義して、そこも救済の対象にすべきだというご意見。また、取り組みの施策の中で、差別禁止の各論の内容を盛り込むべき点。それから、教育分野においては、意見聴取さえすればいいというふうに取られるような内容はいかがかというあたりがあったかと思います。

これに関連してのご意見、さっき手が挙がった方を含めても良いですけども、これに関するご意見で、同様のご意見とか、ちょっと考え方が違うという意見の方っていらっしゃいますか？宜しいですか？

委員の方、今の合理的配慮の努力義務ではなくて、法的義務にするとか、ハラスメントという部分の考え方については、検討会の中であった部分、なかった部分あろうかと思いますけども、その辺り会議の中での話の中でコメントする部分があれば、お話いただきたいですし、無ければ聞いた感想でも結構です。お話いただいて宜しいですか？

（桝屋委員）

検討委員の桝屋です。

民間事業者に対して、努力義務ではなくて、法的義務にすべきだという話ですけども、私もそれについては、本当はそうしていただきたいんだということは、常々思っております。結局のところ、他の自治体のところでも障がい者差別条例を施行したところも、民間事業者に対し努力義務を課しているところがあるわけですけど、その実態は、事業者は努力義務でやっぱりそれ以上にはいかないなという自治体が殆どらしいんです。私が調べたところですけども。なので、できれば確かに義務とすべきなのは、確かに良く分かります。私自身も、障がいと分かるまでの差別を多々受けてきましたし、ブラックな企業の話も全く許せるものではありません。ですけども、それをやってしまった結果、全ての事業者が就労に対して足踏みしてしまうのではないかと危惧していまして、というのが私の感想です。

（司会）

はい、ありがとうございます。

遁所委員、いかがでしょうか？

（遁所委員）

〇〇弁護士さんの仰った過度な費用がかかる場合をを除くというところで、義務という形で、条例に盛り込むのは賛成です。やはり、千葉とか、条例が出てきた成り立ちを見て、とりあえず理想の条例案は出してもいいんですね。

それであと議会で、今ここに青木議員も来られてますけど、青木議員を中心として守ってもらえる条例になりますね。

ということで、義務に賛成です。ハラスメントも盛り込みますと。次回の条例の話し合いには盛り込んでいければなと思います。

（桝屋委員）

すみません、ハラスメントについて、私も一言、言わせていただきたいんですけども、私自身もパワーハラスメントやセクシャルハラスメントについては、非常にこう色々受けてきました。私もちょっとそういうところではセクシャルマイノリティというもので、立場としてはあります。それに対しての心無い差別を受け続けて来たのもありますし、私の知り合い、友人も、性同一性障がいの方もたくさんおります。この条例の中に盛り込むべきものだったと思います。でも、多分、今回は時間が無さ過ぎるので、それはまた別の機会に修正案とか出すようなときに盛り込めると思うんですが、それに対するモラルハラスメント一般、ジェンダーハラスメントに対しても、男だからこう、女だからこう、それ自体がそもそも私はおかしいと思っています。なので、ハラスメントについても定義はしていきたいなというのは、私の個人的な感想です。以上です。

（司会）

はい、ありがとうございます。

手の挙がったお三方にまたご意見伺いますので、はい、前の方から。

（参加者）

新潟市の引きこもり相談支援センターの〇〇と申します。今、たまたま桝屋さんが仰ったことが、ちょうど私の言いたかったことなんですけれど、実は引きこもり、先ほどでもありました。新潟市には4400人の引きこもりが想定されていまして、私らのところに今470人、約一割の方がご相談に見えてます。

その引きこもりの中には、先ほどから言われている障がいという名前の付く方が 8 割位います。発達障がいとか、精神障がい、知的障がい、人格障がいもあります。そういう方がおいでになっていますが、今まで桝屋さんが仰るまでは話題にならなかった、性同一性障がい、GIDと総称されますが、こういう方たちの中に、生きづらさというのは全ての共通ワードだと思うんです。生きづらさの究極は、自殺だと思うんです。自殺願望が非常に高いのが、この性同一性障がいの方達なんです。

あと統計では50パーセントから60パーセント位の方が死にたい、消えたい、殺してほしい。この三つの言葉を良く使われるんですけども、そういう言葉が出てます。

実はあまり皆様の注目を浴びませんが、ついこの間 NHK で放送されてましたけれど、性同一性障がいの方は2.2パーセントかと思ったら、5パーセントもいると、人口のですね。このことは、とっても大きな問題で、今皆さんが避けたいし、そういうことでなかなか話題にならないんですけれど、こういうことで苦しんでいる人達が非常に多い。そういう人の殆どが引きこもっている。そして親にも言えない。ついこの前、自助グループの集まりがありまして、私も招かれて行ったんですが、そこには、新潟市で行ったにも関らず糸魚川から来た人、村上から集まった人が四人も入っていました。

みんな殆どの人が、真っ赤な帽子を被って顔も見えない。サングラスをしたり、マスクをしたりして、そうやって世を憚りながら生きてらっしゃるわけです。

こういうことですから、50パーセントも、60パーセントも死にたいと言うのは無理もないかなと思います。このことを、今回の条例の中に何とか入れて欲しいものだなと。もう少し皆様の理解を深めるためにも、広げるためにも、そのことを申し上げたいと思いました。

先ほど桝屋さんが仰るまで、何もこの言葉が話題に出ませんでしたけど、この辺はどんなふうに考えていらっしゃるか。それこそ後で追加するような予定があるか。教えていただきたいと思います。

（司会）

はい、ありがとうございます。
基本的には、他の意見も含めて、他の会場も含めて、いただいた意見は九月から再開する検討会のところで、こういう意見があるということは、当然委員の皆さんにご紹介をし、議論していくということになります。今の部分で特にコメントがあればいただけますか。
（桝屋委員）
私自身も、GID に対してはとても身につまされる思いでして、新潟県でも相当いるはずなんですが、皆さん実はやっぱり隠れていますよね。特に農村、漁村は男と女という性別でしか、物を語らない、そういう村社会の文化が大変強く根付いています。新潟は特に強いと思います。
なので、それに対しての少なくとも新潟市がそれに対する救済の受け皿になれるような場所になれればいいなという、私の思いはあります。
なので、そういうところを条例に含め、障がいのまた別のものとして、性同一性障がいというこう新しい障がいという観念として、障がい者の中に含めてもいいのではと、私は思っています。
（遁所委員）
冒頭で私も述べました通り、この条例の目的というところの差別の解消というところと、それから、ものさし作りということで、やはり今こういうご意見も出たところから、ものさしの一つとして入れる対象になるのではないかと感じています。
（司会）
はい、ありがとうございます。
あとお二人、手が挙がっています。
予定していた時間を大分過ぎておりますので、もし予定がある方は遠慮せず退出していただいて結構ですが、もう少し続けさせていただきます。
すみません、順番に行きます。
（参加者）
知的障がいの団体手をつなぐ育成会の〇〇と申します。
今日は、本当にありがとうございました。貴重な意見等、色々聞かせていただいたんですが、とにかく、知的障がいの子供達は、話すこともあまりできない。本当に分からない子供達なんです。
だから、うちの子なんかも警察に連れて行かれたりとか、暴力を受けたりとか、本当にそういうことがいっぱいあるんです。日常的にも。
だから、本当に安全システムというか、そういうことを本当にいつも思っているんですけども、子供達に関係のあるところなんかは、障がいを理解していても、本当に一般の市民たちは、障がいを理解されていないということが、本

当に現実なんです。
　だから、ここでは理解、周知・啓発をやっていくと、市の方でこういうふうに言葉で書かれているんですが、本当にその啓発をしていく方法として、テレビで、市の放映をしていますけど、そういうところにこういう条例ができましたとか、そして障がい者、色んな障がいのことを、皆さんに、市民の人達に伝えていくとか、テレビを通じて、メディアを通じて理解させていくというのはすごく大きな力があるんじゃないかと思うんです。
　そしてさっき弁護士さん、本当にしっかりと規則作ってくださるようにお願いというのは、本当に思います。そういうことも、こういう条例ができました、法にこういう差別をした場合は罰せられる、ハラスメントも罰せられますとか、そういうこともしっかりとテレビで放映して、市民の皆さんが分かるようになったら、本当に嬉しいなって思います。
（司会）
　はい、ありがとうございました。
　広報が非常に大事だということで、例えば市の広報番組を始めとしたメディアを使うと効果的なんではないかとそういうご意見かと思います。ありがとうございました。
　すみません、大変、お待たせしました。どうぞ。
（参加者）
　県の精神障がい者の家族会の〇〇と申します。
　先ほど回答いただきましたが、少しどうも腑に落ちないというのもありますので、端的にお聞きします。
　資料の八ページの５のところにですね、②合理的配慮の不提供の禁止ということで、国・地方公共団体は義務であるとあるのですが、そうしますと、例えば、重度心身障がい者の医療費助成制度は一級だけだということになります。二級、三級と言うのも、私はこれ差別だと思いますので、こういう合理的配慮の不提供に当たるんじゃないかと思うんです。そしたら、やっぱり入れていただけるのかどうかということを、是非、これ聞きたいと思います。
　それから、例えば生活に関して、先ほど色んなことを私、言いました。こういう場合には生活保護もあるよ。住居費のあれもあるよと、色々制度についてお話されたのですが、実際行ってみますと、生活保護はあなたの家はこういうあれですからダメです。あるいは家賃の方もダメです。みんな片っ端から削られるというか、初めから門前払いを食わされる場合がとっても多いんです。
　そういうことから、保護制度も廃止になったし、自立できないから、例えば家を借りた場合には住居費というのを、ちゃんと補助していただけるのかとか、あるいは生活保護費と年金との差額を、生活保護のほうに行けば補充していた

だけるのかとか、そのところについて、もう少し具体的にお話を聞きたいと思います。以上です。
（小野課長）
　はい、障がい福祉課です。
　重度の医療費について、一級が九月からスタートするわけですけど、二級、三級が受けられないのは合理的配慮の不提供ではないかというお話だったんですが、それについては、色々考え方はあると思いますけど、まずはお金の問題とか、バランスの問題とかありますので、今回は一級を入れさせていただくということで、その後また色々お互いお話していただきながら、次の段階に進めさせていただければと思いますし、その他の意見につきましても、個別のものは、もしでしたら終わってからちょっとお話させていただければと思うんですが。
（司会）
　すみません。そういうことで一回区切らせていただいて、もう一方、手が挙がっておりました。あと、その他の方でご意見を述べたいという方いらっしゃいますか？
　はい、お一人、他には？宜しいですか？そうしましたら、あとお二人のお話を聞くまでとさせていただいて、あとありましたら、最初ご案内したペーパーの方で、ご意見をちょうだいするということで宜しかったですかね。
　はい、大変お待たせしました。後ろの方お願いします。
（参加者）
　小学校に入学する前のダウン症の子どもと、その家族の会の今年度の代表をしております、〇〇と申します。
　資料 11 ページ（２）保育・療育の部分について、意見を言わせてください。
　こちらの方には、保育や療育を行う場合に、適切な支援につながる仕組みを構築することというように書いていただいていますが、そもそも私どものような障がいのある子どもについては、保育や療育が適切に受けることができていない子どもがたくさんいます。私どもの会の中でも、入園に当たって、保育園であるにも関らず、保育園は障がい児が来るところではないと言われたりとか、親がずっと保育の時間中に付き添うなら受け入れるとか、卒園まではずっと未満時クラスで進級がないとか、そういった条件を言われたり断られたりして非常に傷ついた会員がたくさんいます。
　まだまだこういう考え方をされている園や園長さんが、たくさんいるのが現状です。
　保育については、まずこういったことがなく、適切な保育が受けられるように、園の先生方に対して理解や協力を促すような研修や教育、指導を行うよう

なことを、市ではやっていただきたいです。
　次に療育については、はまぐみさん以外で乳幼児期に作業療法、理学療法を行える場が無いという現状があります。せっかく市内に作業療法士や理学療法士を養成するような大学もございますので、市として療育の場を作っていただけたら嬉しいなと思っています。
　私の要望としては、今挙げていただいている内容に加えて、市として適切な保育や療育を受ける場の拡大に向けて努力をするというようなものを内容に盛り込んでいただきたいと思っております。以上です。
（司会）
　はい、ありがとうございました。
　市の取り組みの中での盛り込み方をもうちょっと積極的にと言うご意見だったかと思います。
　はい、最後にそちらの方お願いします。
（参加者）
　身体障がい者の〇〇です。
　私は、西区の自治協議会というところに参加しているんですけど、その中には、障がい者の方は一人も参加していません。今度、施設や病院から、高齢者は地域の方に流れるということで、そういう話があります。
　それで、高齢者のことはいっぱい盛り込んであるんです。支え合い、見守り事業とか、見守り啓発事業とか、安心見守り活動事業とか、色々書いてあるんですけど、障がい者のことが一つも書いてないんです。それで、いつも私はそういうことを書いてあるたびに言ってきたんですけど、それが何か受け入れてもらえないというか「など」とかいう、高齢者「など」とかいう言葉で返されたり、その「など」も無かったりして、それでやっぱり高齢者も要支援一、二という人とか、あと障がい者も施設とかそういったところに入っている人はいいですよね。でも見守ってもらいたい一人暮らしの人とか、そこまでいっていないような人とか、そういう人もいると思うんです。
　そういうものをやっぱり全面的に障がい者を一番か、障がい者と高齢者とか、そういう言葉ではっきり言ってもらいたいと思うんです。それを何回言っても何か受け入れてもらえないというのが何か残念で、仕方が無いです。それと最初に課長さんが権利条約のことを言われたんですけど、二年後の権利条約のことをよく理解すると、そういうわけにはいかなくなるなっていうことを盛り込まなくちゃいけないっていうことを、ちょっと新聞で勉強したんですけど、そういったことを、各区の方に、課長さんの方から色々言っていただきたいと思います。
　それで私達が差別とか受けているということを、区とか、市とかそれを通り

越して、国連の方に言うことができる。二年後にできるということを聞いたんですけど、そういうふうになると、もし私達が差別を受けている時に、どこの市の人で、どこの区の人で、どこの地区の人でということが分かってきます。

そうしたときに、やっぱり障がい者というのを全面的に出さなかったことを後悔するような行政になるような気がするんです。

そういうことを分かっていただいて、障がい者という言葉を全面的に出していただきたい。そういうふうに思います。

それから権利条約のことも、日を改めて詳しいことを聞きたいと思います。お願いします。

（司会）

はい、ありがとうございました。

例えば、市の取り組みを色んな文面でご紹介する時に、障がいのある人への取り組みが含まれているかもしれないんだけども、情報として表わしている中に、明確に障がい者という言葉が無いがために知られないというか、分かりにくい状況がある。もしかすると本当に障がい者が入っていなくて、高齢者だけの取り組みなのかもしれない。そういうご心配を常に感じてられるということだったかと思います。

（参加者）

それで、周りの人が早く言った方が良いよって、私に言ってくれたりするんです。あまりにも無視されてるっていう感じで言うから。ということです。

（司会）

分かりました。要は障がいがある人への取り組みをもっと実際に取り組むことも勿論必要だし、それ自体を広く PR、広報することも大事であるというご意見というふうに承らせて良いでしょうかね。

はい、ありがとうございました。

そうしましたら、今日この辺りで区切りをさせていただきまして、最後に障がい福祉課の方からまとめとして一言申し上げたいと思います。

（小野課長）

はい、今日は長時間にわたりまして、色んなご意見いただきまして、本当にありがとうございました。

冒頭にも申しましたが、今中間とりまとめがまとまった段階ということで、途中経過ということでございます。また九月から再開するわけですが、今回いただきました全ての意見は、九月からの検討委員会の土台に乗せて、委員の方で検討していくことになりますので、それはお約束させていただきたいと思います。

本当に一時間半以上にわたりまして、たくさんのご意見いただき、ありがと

うございました。これからも是非条例の取り組みを、見守っていただければと思います。
　今後とも宜しくお願い致します。ありがとうございました。

**５．閉会**
（司会）
　はい、それでは以上をもちまして、この意見交換会を終了させていただきます。
　尚一つご案内ですが、お帰りは出口が一箇所になっております。警備員がいるところが出口になっております。係員が誘導致しますが、一階からの出口が一箇所になっておりますので宜しくお願い致します。
　尚、お車でいらした方、駐車券を忘れずに受け取りになってお帰り下さい。
　どうもありがとうございました。